

令和3年度 第1回

吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者選定委員会議事録

1 開催日時、場所

令和3年(2021年)7月16日(金) 午後3時から午後4時まで

吹田市立高齢者生きがい活動センター 多目的室4

2 出席委員

- (1) 井元 真澄 梅花女子大学 教授
(学識経験者)
- (2) 三宅 佳子 大阪府社会保険労務士会 代表
(学識経験者)
- (3) 宮本 修 吹田市民生・児童委員協議会 会長
(市内の福祉を目的とする公共的団体の代表者)
- (4) 山下 節代 吹田市社会福祉協議会 副会長
(市内の福祉を目的とする公共的団体の代表者)
- (5) 大川 雅子 近畿税理士会吹田支部 幹事、広報委員会委員長
(公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識
又は経験を有する者)

3 欠席委員

なし

4 会議次第

- (1) あいさつ
- (2) 委員長・副委員長の選任
- (3) 諮問
- (4) 案件 ～選定基準等検討
 - ア 吹田市立高齢者生きがい活動センターについて 【資料1】
 - イ 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者選定
スケジュール(案)について 【資料2】
 - ウ 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者募集要項(案)
及び指定管理者管理運営基準(案)について 【資料3】【資料4】

エ 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者の選定方法（案）、
選定基準（案）及び評価方法（案）について 【資料5】【資料6】【資料7】

(5) その他

【参考資料】吹田市立高齢者生きがい活動センター条例、同条例施行規則

5 議事の概要

【委嘱状確認】

【福祉部長挨拶】

【委員紹介、事務局紹介】

【委員長、副委員長の選任】

【諮問書交付】

事務局 それでは、ここからの進行につきましては委員長にお願いいたします。

委員長 それでは、進行を代わらせていただきます。

次第に沿いまして、

次第4、案件 ア 吹田市立高齢者生きがい活動センターについて、

案件 イ 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者選定
スケジュール（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【案件 ア、案件 イ 説明】

委員長 説明が終わりました。御意見や御質問等があればお願いいたします。

【なし】

それでは、案件 イ 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者選定スケジュール（案）
につきまして、承認ということよろしいでしょうか。

委員 「異議なし。」

委員長 異議なしとのことですので、本案を承認いたします。

それでは次に、

案件 ウ 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者募集要項（案）

及び指定管理者管理運営基準（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【案件 ウ 説明】

委員長 説明が終わりました。御意見や御質問等があればお願いいたします。

委員 予算書や決算書並びに労働基準法の遵守などの監査は、指定管理者と吹田市のどちらが行うのでしょうか。会計士等の専門家に依頼したりするのはどちらなのか、どういう仕組みになっているのかをお願いします。

事務局 まず会計士等の専門家に依頼して監査を受けるのは、指定管理者が行います。

指定管理者はその会計士等から監査を受けた決算書等を毎年市に提出し、市はそれを確認して、疑義がある場合には協議を行い、改善に向けた指示をします。また、指定管理期間の2年目と4年目には、市は第三者委員会を立ち上げ、第三者によるモニタリング・評価を実施しています。

資料4「指定管理者管理運営基準」の6、7ページにあります、「2 事業報告書等（月次・年次）の作成業務」及び「3 事業に対する評価業務」に、決算書の提出や市独自によるモニタリングと有識者による第三者モニタリングの実施について記載がありますので、御参照ください。

委員 5年毎に指定管理者が変わっていく中で、利用者の方の要望や希望が出てくると思うのですが、市は毎年のモニタリングを通して、それを吸収したり改善に繋げたりしていくのでしょうか。

事務局 委員お見込みのとおりでして、指定管理者は毎年利用者アンケートを実施することとなっております。そこでサービスの評価や要望を吸収します。市は毎年の市独自のモニタリング時に、そのアンケートを確認し、指定管理者と翌年度の事業計画書にどう反映させるか等を協議して、改善に努めています。

委員 利用者の方が、要望等について市に直接投書されたりしますか。

事務局 直接投書を受けたことはまずなかったと思います。利用者の方は、日々の利用の中で指定管理者に口頭で要望等を伝えたりもされており、市は指定管理者を通してそれらを把握しています。

委員 このような広い施設を管理運営するわけですが、指定管理者は施設の借り上げ料を支払ったりするのですか。

事務局 指定管理者が施設の借り上げ料を支払うことはありません。無料となっております。

委員 2点質問いたします。

1点目は、資料3「指定管理者応募要項」の9ページにある市と指定管理者の業務分担に関するものです。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために閉館をされていますが、開館と閉館の判断をどのように市と指定管理者でされているのでしょうか。

2点目は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応策を、市と指定管理者とでどのように協議されているのかです。こちらの業務分担表では、その辺りが「包括的管理責任（管理瑕疵を除く）」なのかどの項目に当たるのか分からなかったもので、お願いいたします。

事務局 まず1点目につきましては、市が指定管理者に開館・閉館の指示をしております。当センターが60歳以上の高齢者の方の利用を基本としていますので、高齢者の方が重篤化しやすいというウイルスの特徴を踏まえて、現状も慎重な開館の判断をいたしております。

2点目につきましても、市が指定管理者に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の指示をしております。市が作成した感染症対策チェックリストに沿って、消毒やマスク着用、三密防止の取組みを実施しています。分担につきましては、10ページにあります「リスク分担」に当てはまると考えています。また、指定管理者との協議により、閉館によって中止となった講座の講師料等は返還を求める一方で、必要な人件費は返還を求めず、消毒用消耗品費等当初想定していない費用を返還金から差し引く等の措置を取りました。

委員 千里ニュータウンプラザは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、全館閉鎖の対応を取るのですか。

事務局 各館それぞれの所管課が管理していきまして、各館ごとに施設運営の特徴に合わせて判断しています。

委員長 それでは他にはないようですので、案件 ウ 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者募集要項（案）及び指定管理者管理運営基準（案）につきましても、承認ということによろしいでしょうか。

委員 「異議なし。」

委員長 異議なしとのことですので、本案を承認いたします。

それでは続きまして、

案件 エ 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者の選定方法（案）、選定基準（案）及び評価方法（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【案件 エ 説明】**

委員長 説明が終わりました。御意見や御質問等があればお願いいたします。

委員 資料5「指定管理者候補者の選定方法」の4ページで、ヒアリング当日はパワーポイント等のツールによる説明は認めないとありますが、市はプロジェクター等の備品は持っていると思いますし、書類だけよりも視覚的にアピール出来て、時代にも合っていると思います。

今回はスケジュール的に時間がないですから、次回以降の検討でも良いと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 同ページの留意点に、当日追加資料の配付は認めないとあります。パワーポイント等の説明は事前に点検できませんので、それが追加資料の配付に当たってしまう場合も想定され、説明の途中で中止するのも難しいこともあり、認められないと考えています。今回全庁的に統一した様式で実施していますが、委員の御指摘のとおり時代に合った実施方法がありますから、次回以降この制度の担当部署と相談しながら進めたいと思います。

委員 資料6「指定管理者候補者選定基準」の項目5に、団体の所在地や市内での活動実績に関する評点がありますが、こちらは予め事務局が申請書を確認の上、評点されるということによろしいですか。他に予め評点される項目はありますか。

事務局 予め事務局で評点する項目は、こちら項目5の団体の所在地や市内での活動実績に関するもののみとなります。

委員長 それでは他にはないようですので、案件 エ 吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者の選定方法（案）、選定基準（案）及び評価方法（案）につきまして、承認ということによろしいでしょうか。

委員 「異議なし。」

委員長 異議なしとのことですので、本案を承認いたします。

それでは続きまして、次第5 その他につきまして、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 最後に、次回以降の選定委員会の日程についてお知らせいたします。

スケジュール（案）にありますように、10月開催を予定しておりまして、

2回目が、10月18日（月）の午後3時から

千里ニュータウンプラザ8階 多目的ルーム2

予備の3回目が、10月19日（火）の午後3時から

吹田市立保健センター 3階 研修室、

となります。

詳細につきましては、後日、開催通知を送付させていただき、併せて委員会資料も送付いたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、第1回吹田市立高齢者生きがい活動センター指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。

最後に、お時間のある先生方は、事務局から施設案内がありますので、よろしくお願いいたします。